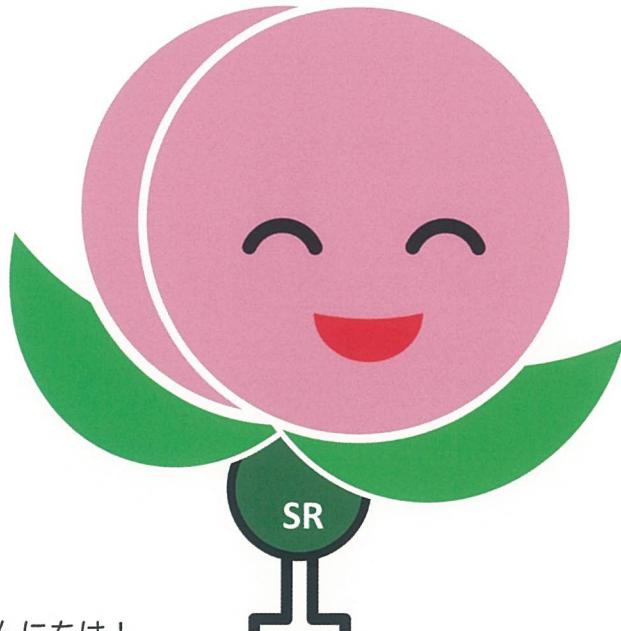


自分のために、みんなの安心

ご存知ですか？成年後見

成年後見制度とは、
判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。



こんにちは！
社労士成年後見センター岡山の
「しえん」です。

こんなことはありませんか？

本人の判断能力が十分でないために

- ① 銀行で預貯金の解約手続が出来ない
- ② 介護施設入所の契約手続が出来ない
- ③ 所有している不動産の処分が出来ない
- ④ 離れて暮らしている身内の諸手続、契約が心配
- ⑤ 親の家に知らない他人がよく来ているらしい

そうだ、しえんちゃんに
聞いてみよう！

一般社団法人社労士成年後見センター岡山

成年後見制度ってどんな制度？

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でないために、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のための介護サービスや施設への入所のための契約が結ぶことが難しいことがあります。また、本人に不利益な契約であってもよく判断が出来ないために契約を結んでしまうこともあります。この制度は、成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をすることによって、本人の保護や支援をする制度です。

例えば、

<財産の管理に関する法律行為>

- ・預貯金の管理

- ・不動産の売買契約・賃貸借契約

<生活・療養看護に関する法律行為>

- ・要介護認定の申請

- ・介護支援契約の締結

- ・介護施設入所契約締結

悪徳商法などの不利益な契約の取り消し

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度に分けられます。また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。本人の判断能力の程度などの事情に応じて制度を選択でき、家庭裁判所が選任します。任意後見制度は、本人の判断能力が十分なうちに将来判断能力が不十分になった時に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に代理権を与える契約を公証人が作成する公正証書で結んでおくものです。

社会保険労務士は
年金・介護保険の専門家です

お問い合わせ先

一般社団法人社労士成年後見センター岡山

住所 〒700-0815 岡山市北区野田野町2丁目11番13号
旧あおば生命ビル7F

Tel. 086-201-0270 Fax. 086-226-0180